

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年1月12日付け
2松(用)第175号でした保有個人情報の一部を開示する決定処分は、
妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

(1) 開示請求

審査請求人は、令和2年12月28日付けで実施機関に対し、松山市
個人情報保護条例（平成16年条例第29号。以下「条例」という。）
第14条の規定により保有個人情報の開示の請求（以下「本件開示請求」
という。）をした。

(2) 部分開示決定処分

実施機関は、令和3年1月12日、審査請求人に対し、条例第20条
第1項の規定により本件開示請求に係る保有個人情報の一部を開示す
る決定処分（以下「本件決定」という。）をした。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和3年1月26日付けで審査庁たる実施機関に対し、
本件決定についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

(4) 部分開示変更決定処分

実施機関は、令和3年4月19日、審査請求人に対し、本件決定を行
った令和3年1月12日までに確認できなかった事情を踏まえ、新たに
対象となる保有個人情報を特定したため、その一部を変更する決定処分
（以下「本件変更決定」という。）をした。

(5) 松山市文書法制審議会への諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第43条第1項の規定によ
り、令和3年6月7日、松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会個人

情報保護分科会は、松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第7号）第6条第1項第2号の定めるところにより、本件審査請求について調査審議することとした。

第3 本件開示請求に係る保有個人情報記録されている行政情報の名称又は内容

一般国道〇〇号〇〇改築工事の公共事業用資産の買取り等の申出証明書及び公共事業用資産の買取り等の証明書（愛媛県及び松山市と契約した土地売買に関する契約書）、収用証明書（税務署に提出する書類）

第4 本件開示請求に係る保有個人情報の特定

実施機関は、前記第3の内容から、本件保有個人情報について以下のとおりとした。

1 本件決定

(1) 松山市と審査請求人が締結した土地売買に関する契約書及び土地売買に関する変更契約書、印鑑登録証明書並びに土地引渡し期限延期願であると特定した。

(2) 松山市が審査請求人に交付した公共事業用資産の買取り等の申出証明書、公共事業用資産の買取り等の証明書及び収用証明書（以下「本件証明書」という。）であると判断した。

(3) 愛媛県と審査請求人が締結した土地売買に関する契約書であると判断した。

2 本件変更決定

上記1(2)について、本件証明書の原本及びそのコピーであると判断した。

第5 本件決定及び本件変更決定の内容

1 本件決定

(1) 前記第4の1(1)の保有個人情報について

松山市と審査請求人が締結した土地売買に関する契約書及び土地

売買に関する変更契約書、印鑑登録証明書並びに土地引渡し期限延期願の開示を決定した。

(2) 前記第4の1(2)の保有個人情報について

本件証明書は、開示しないこととした。

(3) 前記第4の1(3)の保有個人情報について

愛媛県と審査請求人が締結した土地売買に関する契約書は、開示しないこととした。

2 本件変更決定

上記1(2)について、本件証明書の原本及びそのコピーは、開示しないこととした。

第6 処分の理由

1 本件決定

(1) 前記第5の1(1)の保有個人情報について

松山市と審査請求人が締結した土地売買に関する契約書及び土地売買に関する変更契約書、印鑑登録証明書並びに土地引渡し期限延期願は、保有していたため開示した。

(2) 前記第5の1(2)の保有個人情報について

本件証明書は、不存在であるため開示しないこととした。

(3) 前記第5の1(3)の保有個人情報について

愛媛県と審査請求人が締結した土地売買に関する契約書は、保有しておらず不存在であるため、開示しないこととした。

2 本件変更決定

上記1(2)について、本件証明書の原本については本人に交付されているため不存在であり、そのコピーについては業務上コピーを取ることがなく不存在であるため、開示しないこととした。

第7 審査請求人の主張の要旨

審査請求書並びに令和3年3月25日付け及び同年5月26日付け反論書によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

1 審査請求書

(1) 審査請求の趣旨

部分開示決定の取消し及び本件証明書の開示を請求する。

(2) 審査請求の理由

契約書が残っているのに上記の重要書類が残っていないのはおかしい。

2 反論書

(1) 市が発行した収用証明書をもっていない。

(2) その他証明書は、誰かが自宅の2階ベランダから入り盗まれた。

(3) (原本でなくても)市役所に残っている書類、書面のコピーがほしい。

(4) 平成〇〇年土地売買契約書と一緒にもらった書面書類、同じ日にもらってる。残ってないとはおかしい(契約書と公共事業用資産の買取り等の証明書)。

第8 実施機関の主張の要旨

令和3年2月22日付け及び同年4月19日付け弁明書によれば、実施機関の主張は次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

以下のとおり、前記第4の2に記載の保有個人情報、不存として開示しなかったものである

(1) 契約書は、原本を2通作成し、契約の当事者である実施機関と審査請求人のそれぞれが保有しているものである一方、審査請求人が求めている本件証明書は、確定申告の添付書類として使用するために、原本を1通作成し、公共事業施行者である実施機関から審査請求人に対して交付したものであるため、原本を保有していない。

(2) 本件証明書は公共事業施行者である実施機関から審査請求人に対して交付するものであり、また、実施機関でそのコピーを作成するこ

とはない。よって、本件証明書のコピーを保有していない。この点については、審査請求人に対し、令和3年4月19日付け変更決定通知をもって通知している。

(3) 本件証明書の関係書類として、それらを交付する際の意思決定に係る文書一式（以下「起案文書等」という。）が存在したが、保存期間満了により廃棄しているため、起案文書等を保有していない。

第9 審議の経過

年月日	経過
令和3年6月7日	諮問書の受理
令和3年6月15日	第1回審議
令和3年7月27日	第2回審議・実地調査
令和3年8月23日	第3回審議
令和3年8月30日	答申

第10 当審議会の判断の理由

1 本件審査請求の争点

前記第7の審査請求人の主張及び第8の実施機関の主張によれば、本件審査請求の争点は、次のとおりである。

実施機関が、本件証明書の原本及びコピーについて、不存在により不開示とした決定は妥当か

なお、本件決定は、本件変更決定により、その内容が変更されているため、当審議会の判断の対象としては、本件変更決定による変更後の本件決定とする。

2 争点についての判断

本件証明書の原本及びコピーについて、不存在により不開示とした決定が妥当かについて判断する。

(1) 当審議会は、令和3年7月27日、本件証明書の原本及びコピーに加え、関係書類として起案文書等を実施機関が保有しているかどうかを確認するため、実施機関に対して、調査及び聞き取りを行った。

(2) 実施機関（都市整備部道路河川整備課）において、保管場所や関係するファイルの確認を行ったが、本件証明書の原本及びコピーの保有は認められず、起案文書等の保有も認められなかった。

(3) また、保有していない経緯及び理由について実施機関へ聞き取りを行ったところ、実施機関によれば、その経緯及び理由は次のとおりであった。

ア 契約書は、原本を2通作成し、契約の当事者である実施機関と審査請求人のそれぞれが保有しているものである一方、本件証明書の原本は、審査請求人が譲渡所得の特別控除等を受けるため、確定申告の添付書類として使用するものであり、原本を1通作成し、公共事業施行者である実施機関から審査請求人に対して交付するのみである。したがって、実施機関が原本を保有することはない。

イ また、実施機関でそのコピーを作成し、保管するような取扱いはしていない。したがって、本件証明書のコピーを保有していない。

ウ なお、本件証明書の関係書類として、それらを交付する際の起案文書等が存在していたが、本件証明書の保存期間は松山市文書取扱規則（平成16年松山市規則第16号）の規定に基づき、5年（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が施行された平成27年度以降の書類は、同法第2条第5項の個人番号が記載された書類が含まれるため7年）としている。開示請求のあった令和2年度においては、平成26年度以前の書類は、保存期間が5年以上を経過しており、保存期間満了により廃棄処分しているため、起案文書等を保有していない。

(4) 上記の調査及び聞き取りの結果を踏まえ、当審議会は、次のとおり判断する。

ア 本件証明書の原本については、一般的に、本件証明書のような書類は、実施機関が1通作成し、相手方に対して交付するものであると考えられ、また、上記(2)のとおり、原本の保有は確認できなかったことから、実施機関が本件証明書の原本を保有していないこと

は認められる。

イ 本件証明書のコピーについては、実施機関が、一般的に、本件証明書を発行するような業務において、コピーを作成し、保管するような取扱いはしていないと主張しているため、上記(2)の調査で関係書類を確認したところ、本件証明書のコピーの保有は認められず、また、その他関係書類においても、コピーを作成し、保管するといった取扱いは見受けられなかったことから、実施機関が本件証明書のコピーを保有していないことは認められる。

ウ なお、本件証明書の関係書類としての起案文書等については、令和3年2月22日付け弁明書の附属書類3の土地売買に関する契約書等の日付が平成〇〇年度であること及び前記第7の2(4)のとおり、審査請求人が「平成〇〇年土地売買契約書と一緒にもらった書面書類」と主張していることから、起案文書等は、平成〇〇年度頃の書類であると考えられるが、上記(2)の調査では、当該調査時点で保存期間が満了している平成26年度以前の保存文書は廃棄されており、保有していないことが認められた。このことから、本件開示請求のあった時点で、保存期間が満了している平成〇〇年度頃の書類は、廃棄されており、保有していなかったと考えられる。

3 結論

以上のことから、当審議会は、本件証明書の原本及びコピーについて、不存在により不開示とした決定は妥当であると判断する。

よって、「第1 松山市文書法制審議会の結論」のとおり答申する。

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 妹尾 克敏

同 桐木 陽子

同 河野 康之